

平成20年第3回七戸町議会定例会 会 議 録

平成20年8月29日七戸町告示第44号で、平成20年第3回七戸町議会定例会を9月4日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

平成20年9月 4日 午前10時01分 開会

平成20年9月11日 午後12時00分 閉会

○応招議員（17名）

議 長	18番	田 中 正 樹 君	副議長	17番	工 藤 耕 一 君
	1番	附 田 俊 仁 君		2番	佐々木 寿 夫 君
	3番	瀬 川 左 一 君		4番	盛 田 恵 津 子 君
	5番	田 嶋 弘 一 君		6番	田 嶋 輝 雄 君
	8番	三 上 正 二 君		9番	天 間 清 太 郎 君
	10番	原 子 孝 君		11番	川 村 三 十 三 君
	12番	松 本 祐 一 君		13番	二 ッ 森 圭 吉 君
	14番	田 島 政 義 君		15番	中 村 正 彦 君
	16番	白 石 洋 君			

○不応招議員（0名）

○町長提出案件

- 報告第15号 専決処分事項の報告について（町道での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 報告第16号 平成19年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第63号 平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第68号 平成19年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第69号 七戸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例について

- 議案第71号 七戸町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 七戸町コミュニティセンター等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 七戸町七戸幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 町道路線の認定について
- 議案第76号 工事請負変更契約の締結について（北調整池建設工事）
- 議案第77号 工事請負変更契約の締結について（東調整池建設工事）

○議員提出案件

- 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 発議第5号 非核平和自治体宣言決議
- 発議第6号 七戸町議会会議規則の一部を改正する規則について

○陳情

- 陳情第6号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を国に求める陳情書

○その他

- 会議録署名議員の指名
- 会期決定の件

**平成20年第3回七戸町議会定例会
会議録（第1号）**

平成20年9月4日（木） 午前10時01分 開会

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 提出議案一括上程

報告第15号、専決処分事項の報告について（町道での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）から報告第16号、平成19年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの15議案、2報告を一括上程

（町長提案理由説明）

日程第5 決算審査特別委員会設置

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 提出議案一括上程

報告第15号、専決処分事項の報告について（町道での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）から報告第16号、平成19年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの15議案、2報告を一括上程

（町長提案理由説明）

日程第5 決算審査特別委員会設置

○出席議員（16名）

議長	18番	田中正樹君	副議長	17番	工藤耕一君
	1番	附田俊仁君		2番	佐々木寿夫君
	3番	瀬川左一君		4番	盛田恵津子君
	5番	田嶋弘一君		6番	田嶋輝雄君
	8番	三上正二君		9番	天間清太郎君
	10番	原子孝君		11番	川村三十三君

12番 松本祐一君

13番 二ツ森圭吉君

15番 中村正彦君

16番 白石洋君

○欠席議員（1名）

14番 田島政義君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	福士孝衛君	副町長	小又勉君
総務課長	塚尾義春君	支所長 兼支所庶務課長	千葉岩男君
企画財政課長	楠章君	税務課長	天間勤君
町民課長	岡村茂雄君	社会生活課長	附田繁志君
健康福祉課長	桜田明君	会計課長	小林章廣君
農林課長	森田耕一君	新幹線建設対策課長	八嶋亮君
建設課長	天間一二君	商工観光課長	米内山敬司君
上下水道課長	神山俊男君	城南児童館長	成田武泰君
道ノ上保育所長	向中野良一君	教育委員長	中村公一君
教育長	新谷勝弘君	学務課長	仁和民夫君
生涯学習課長	米澤秀一君	スポーツ振興課長補佐	中野昭弘君
中央公民館長	二ツ森政人君	南公民館長 兼中央図書館長	花松了覚君
農業委員会会長	佐藤午之助君	農業委員会事務局長	中野均君
代表監査委員	新館昭子君	選挙管理委員会委員長	松下喜一君
選挙管理委員会事務局長	岡村茂雄君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 小林広一君 事務局次長 築田政光君

○会議録署名議員

3番 瀬川左一君

4番 盛田恵津子君

○会議を傍聴した者（1名）

○会議の経過

○開会宣告

○議長（田中正樹君） ただいまの出席議員は、15名で定足数に達しております。
したがって、平成20年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。
ただいまから、平成20年第3回七戸町議会定例会を開会します。

○開議宣告

○議長（田中正樹君） これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

○日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長（田中正樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番瀬川左一君と4番盛田恵津子君を指名します。

○日程第2 会期決定の件

○議長（田中正樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。
初めに、議会運営委員長から報告を求めます。
議会運営委員長。

○議会運営委員長（三上正二君） おはようございます。

今期定例会の会期日程について、会議の結果を御報告いたします。
去る8月29日、議会運営委員会が開催され、会期日程等を審査した結果、お手元に配付いたしましたとおり、本日から11日までの8日間の会期とすることに決定いたしました。
上程されます案件は、単行案9件、予算案5件、決算案1件、報告2件の合わせて17件でございます。

日程でございますが、本日は町長の提案理由の説明を受けた後、議案第68号平成19年度七戸町各会計歳入歳出決算審査のための議長を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、散会いたします。

なお、本日の決算審査特別委員会は、正副委員長の互選までとしたいと思います。

5日から7日までは、議案調査並びに閉庁日のため休会とします。

8日は一般質問を行います。6名の議員から質問通告書が提出されております。

9日と10日は、付託されます各会計歳入歳出決算審査のため、決算審査特別委員会を行います。

運営方法につきまして、皆さんのお手元に配付のとおり、議会運営委員会で取りまとめさせていただきましたので、御参考にしてください。

なお、委員の構成は、議長を除く全議員とすることにしたいと思っておりますので、御了承ください。

最終日の11日は、議案第68号を除いた全議案について審議を行うことにしております。

なお、陳情1件、発議3件が提出されておりますが、最終日に議長より提案されると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上のように決定いたしましたので、議員各位の御賛同をいただきまして、日程案のとおり審議賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（田中正樹君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月11日までの8日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月11日までの8日間に決定しました。

議長において作成しました会期日程及び議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告

○議長（田中正樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付いたしましたとおりですので、御了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（田中正樹君） 日程第4 報告第15号、専決処分事項の報告について（町道での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）から報告第16号、平成19年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの15議案、2報告を一括して上程します。

町長から、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（福士孝衛君） おはようございます。

本日ここに、平成20年第3回七戸町議会定例会を開会していただきまして、まことにありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

上程いたしました議案を御説明する前に、一般報告をさせていただきます。

まず初めに、8月1日に行われました七戸（仮称）駅新築工事安全祈願祭並びに立柱式は、七戸町民はもとより、上十三広域圏市町村皆様の長年の悲願がいよいよ実を結ぼうと

しているわけで、感無量のものがありません。これもひとえに、歴代県知事や国会議員、議員各位を初めとする関係者の方々の絶大なる御協力、御支援のたもであります。心から感謝を申し上げるものであります。

また、駅周辺整備につきましても、工事が計画どおり順調に進展しておりますことを御報告申し上げます。

次に、昨今の原油や原材料の高騰は、国民の日常生活に大きな影響を及ぼしております。このことから、特に社会的生活弱者や水産業、農林業、中小零細企業に対する緊急経済対策など、迅速かつ的確な対応が必要であると考えておりますが、我々といたしましても、特別交付税など財政措置の充実と、抜本的、具体的な対策を県や国に求めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきたいと思っております。

以上、一般報告とさせていただきます。

それでは、上程いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

今回の定例会に上程いたしました議案は17件で、報告が2件であります。

それでは、議案順に従いまして御説明申し上げます。

報告第15号は、専決処分事項の報告についてであります。

これは、町道での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてであります。相手方と協議の結果、和解が成立したので、この額を早急に支払う必要があるため、専決処分したものであります。

議案第63号は、平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億1,900万円とするものであります。

歳入の主なるものは、地方特例交付金に753万5,000円、地方交付税に8,387万6,000円、国庫支出金に1億1,571万8,000円、財産収入に1,548万3,000円、諸収入に1,449万1,000円を追加し、県支出金から9,784万3,000円、繰越金から1,687万円、町債から1億3,629万2,000円を減額するものであります。

歳出の主なるものは、総務費では企画費の太陽光発電設備工事費等に2,337万9,000円を追加し、元気再生事業費から1,628万3,000円を減額、土木費では、土地区画整理事業費に5,415万9,000円を追加し、新駅周辺整備事業費から5,200万円を減額、消防費の中部上北広域事業組合負担金から電源立地地域対策交付金が確定したことにより8,675万円を減額し、諸支出金の国民健康保険特別会計繰出金に2,589万4,000円を追加するものであります。

議案第64号は、平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,536万2,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,307万1,000円とするものであります。

歳入の主なるものは、国民健康保険税から1億2,842万1,000円を減額し、国庫支出金に1,239万円、繰入金に4,867万円、繰越金に1,199万9,000円を追加するものであります。

歳出の主なるものは、保険給付費から7,200万円を減額し、諸支出金の償還金に1,666万4,000円を追加するものであります。

議案第65号は、平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億806万8,000円とするものであります。

歳入の一般会計繰入金に14万8,000円を追加するとともに、歳出の徴収費に14万8,000円を追加するものであります。

議案第66号は、平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,867万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,677万円とするものであります。

歳入の主なるものは、繰入金に1,687万9,000円を追加するものであります。

歳出の主なるものは、保険給付費に733万円、諸支出金に1,134万7,000円を追加するものであります。

議案第67号は、平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,033万6,000円とするものであります。

歳入の繰入金に500万円を追加するとともに、歳出の事業費に500万円を追加するものであります。

議案第68号は、平成19年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成19年度の七戸町各会計の決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

なお、主要施策の成果については、決算書に報告書として掲載してありますので、御審議の参考としてくださいますようお願いをいたします。

議案第69号は、七戸町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第70号は、七戸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第71号は、七戸町特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第72号は、七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。

青森県国民健康保険連合会の制度改正により、現行の乳児の10割給付を小学校就学の始期に達するまでの者まで年齢拡充するため、法律を改正するものであります。

議案第73号は、七戸町コミュニティセンター等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

鶴児平会館の寄附採納に伴う施設の追加並びに管理運営方法、使用料徴収額を見直すため、提案するものであります。

議案第74号は、七戸町立七戸幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

文部科学省の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第75号は、町道路線の認定についてであります。

道路法の規定に基づき、町道認定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第76号は、工事請負変更契約の締結についてであります。

これは、平成19年12月14日に原案可決されました北調整池建設工事ですが、工事内容に変更が生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものであります。

議案第77号は、工事請負変更契約の締結についてであります。

これは、平成19年12月14日に原案可決されました東調整池建設工事ですが、工事内容に変更が生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものであります。

報告第16号は、平成19年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

これは、新たに平成19年施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、報告するものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました議案でございますが、十分御審議を賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いをします。

○議長（田中正樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○日程第5 決算審査特別委員会設置

○議長（田中正樹君） 日程第5 決算審査特別委員会設置について。

初めに、平成19年度各会計決算の概要について、会計管理者より説明を求めます。
会計管理者。

○会計管理者（小林章廣君） 平成19年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

最初に、一般会計について申し上げます。

平成18年度からの繰越明許費繰越額を含んだ予算総額は93億6,946万円であり
ます。

歳入決算額は89億8,325万7,656円で、予算額との対比では95.88%、3
億8,620万2,344円の減、調定額に対しての収入率は96.40%で、収入未済額
は3億2,859万7,960円となっております。

収入未済額の内訳は、町税1億4,119万4,399円、分担金及び負担金597万
2,210円、使用料及び手数料1,420万9,540円、財産収入17万8,023円、
諸収入31万6,788円、さらに、繰越明許費分にかかる国庫支出金1億154万2,0
00円、同じく県支出金6,518万5,000円でございます。

一方、歳出決算額は88億8,714万3,150円で、予算額に対し執行率は94.8
5%、3,778万5,850円の不用額を生じております。

以上申し上げました一般会計決算歳入歳出差引残額は9,611万4,506円で、この
残額から平成20年度への繰越明許費繰越額5,298万4,000円を控除した実質収支
額は4,313万506円となります。この額から、条例に基づき、実質収支額の2分の
1以上に相当する額3,000万円を財政調整基金へ積み立てし、残額の1,313万50
6円が平成20年度への純繰越金となります。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

予算総額は24億5,250万7,000円であります。

歳入決算額は24億5,407万2,213円で、予算額との対比では100.06%、
156万5,213円の増、調定額に対しての収入率は92.48%で、収入未済額は1億
9,482万7,695円となっております。内訳は国保税でございます。

一方、歳出決算額は24億2,953万9,703円で、予算額に対し執行率は99.0
6%、2,296万7,297円の不用額を生じております。

以上申し上げました国民健康保険特別会計決算歳入歳出差引残額は2,453万2,51
0円となり、この残額から、条例に基づき、2分の1以上に相当する額1,253万2,5
10円を財政調整基金へ積み立てし、残額の1,200万円が平成20年度への純繰越金
となります。

次に、老人保健事業特別会計について申し上げます。

予算総額は18億3,256万8,000円であります。

歳入決算額は18億3,257万6,911円で、予算額との対比、調定額に対しての収入率ともに100%で、収入未済額はございません。

一方、歳出決算額は18億1,373万2,443円で、予算額に対し執行率は98.97%、1,883万5,557円の不用額を生じております。

以上申し上げました老人保健事業特別会計決算歳入歳出差引残額は1,884万4,468円で、これは平成20年度への純繰越金となります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

予算総額は17億6,305万1,000円であります。

歳入決算額は17億9,137万6,977円で、予算額との対比では101.61%、2,832万5,977円の増、調定額に対する収入率は99.65%で、収入未済額は516万3,621円となりまして、内訳は介護保険料でございます。

一方、歳出決算額は17億1,703万8,700円で、予算額に対し執行率は97.39%、4,601万2,300円の不用額を生じております。

以上申し上げました介護保険特別会計決算歳入歳出差引残額は7,433万8,277円で、この残額から、条例に基づき、介護保険給付費準備基金へ4,000万円を積み立てし、残額の3,433万8,277円が平成20年度への純繰越金となります。

次に、介護保険サービス事業特別会計について申し上げます。

予算総額は835万2,000円であります。

歳入決算額は849万3,675円で、予算額との対比では101.70%、調定額に対しての収入率も100%で、収入未済額はございません。

一方、歳出決算額は812万5,440円で、予算額に対し執行率は97.29%、22万6,560円の不用額を生じております。

以上申し上げました介護保険サービス事業特別会計決算歳入歳出差引残額は36万8,235円で、これは平成20年度への純繰越金となります。

次に、霊園事業特別会計について申し上げます。

予算総額は335万円であります。

歳入決算額は334万5,134円で、予算額との対比では99.85%、4,866円の減、調定額に対しての収入率は99.33%で、収入未済額は使用料及び手数料2万2,400円となっております。

一方、歳出決算額は308万8,098円で、執行率は92.18%、26万1,902円の不用額を生じております。

以上申し上げました霊園事業特別会計決算歳入歳出差引残額は25万7,036円で、これは平成20年度への純繰越金となります。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

予算総額は3億5,522万8,000円あります。

歳入決算額は3億5,545万9,465円で、予算額との対比では100.07%、23万1,465円の増、調定額に対しての収入率は98.52%で、収入未済額は535万4,028円となっております。内訳は、分担金及び負担金456万3,000円、使用料79万1,028円でございます。

一方、歳出決算額は3億5,513万5,396円で、予算額に対し執行率は99.97%、9万2,604円の不用額を生じております。

以上申し上げました公共下水道事業特別会計決算歳入歳出差引残額は32万4,069円で、これは平成20年度への純繰越金となります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

予算総額は4,657万5,000円であります。

歳入決算額は4,656万8,401円で、予算額との対比では99.99%、6,599円の減、調定額に対しての収入率は96.68%で、収入未済額は160万890円となっております。内訳は、分担金及び負担金159万9,000円、使用料1,890円でございます。

一方、歳出決算額は4,656万7,630円で、予算額に対し執行率は99.88%、7,370円の不用額を生じております。

以上申し上げました農業集落排水事業特別会計決算歳入歳出差引残額は771円で、これは平成20年度への純繰越金となります。

以上のとおり、平成19年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げますが、詳細につきましては、御質問に応じ、関係者から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。概要説明を終わります。

○議長（田中正樹君） 次に、平成19年度水道事業決算の概要について、上下水道課長より説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（神山俊男君） おはようございます。

ただいまから平成19年度七戸町水道事業決算の概要について御説明いたします。

最初に、水道の普及状況であります。給水人口は1万7,911人で、前年度比259人の減、給水契約件数は7,427件で、11件の増となっております。また、年間有収水量は168万9,119立方メートルで、前年度比1万6,785立方メートルの減、1日平均配水量は5,839立方メートル、1日最大配水量は7,701立方メートルで、前年度比406立方メートルの増となっております。

次に、工事関係では、老朽管更新事業等におきまして、公共下水道工事関連で、町道上町野蒼前線を実施し、国道4号バイパス工事関連では、主要地方道三沢七戸線ほか2件を実施しております。また、天間林地区小坪川林道の導水管布設がえを実施しております。

配水施設関係では、萩ノ沢地区の減圧弁の交換工事、七戸浄水場構内舗装工事等を実施

しております。

なお、これらの工事に伴い実施した石綿セメント管の布設がえ延長は1,103.04メートルとなっています。

続きまして、会計の状況につきまして、消費税抜きの数値で御説明いたします。

収益的収入及び支出では、収益的収入合計2億8,753万9,028円で、前年度に比較し260万9,258円の増となっており、給水収益では239万6,119円の減となっております。主な収入といたしましては、給水収益の2億7,339万836円で、給水収益が収入総額の95.08%を占めております。

次に、収益的支出合計2億4,651万9,134円で、前年度に比較し185万110円の増となっています。主な支出といたしましては、企業債利息が3,991万2,244円、職員給与費3,520万7,188円、減価償却費9,391万6,200円、給水管及びメーターボックスの修繕、萩ノ沢地区減圧弁の修繕、配水管漏水修理等の修繕費として1,583万558円でございます。

そして、平成19年度七戸町水道事業におきましては、収益的収入総額2億8,753万9,028円、収益的支出総額2億4,651万9,134円となり、差引純利益4,101万9,894円となりました。

次に、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入合計額は5,263万7,535円で、支出合計額は2億752万2,626円であります。

収入では、国土交通省から国道4号バイパス関連の補償工事負担金として666万535円、老朽管更新に伴う企業債借入額は3,700万円、一般会計からの老朽管更新事業に伴う出資金600万円が主な項目であります。

支出では、企業債元金償還金として、通常分7,123万1,375円と、繰上償還分5,818万1,471円の合計で1億2,941万2,846円、検満に伴う水道メーター購入及び交換費として973万8,780円、老朽管更新工事費等で6,765万1,000円が主なものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、消費税込みで1億5,834万5,275円であり、これを損益勘定留保資金から1億50万651円と、減債積立金から2,239万3,000円、建設改良積立金から3,166万円及び消費税資本的収支調整額379万2,624円で補てんしております。

以上、平成19年度七戸町水道事業の決算の概要についての御説明を終わります。

○議長（田中正樹君） だいぶ暑くなってきましたから、上着をどうぞ脱ぐ方は脱いで結構ですから。

次に、一般会計、特別会計及び水道事業会計決算審査の意見について並びに財政健全化及び経営健全化審査の意見について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（新館昭子君） おはようございます。

平成19年度七戸町各会計決算審査意見書について御報告いたします。

お手元に配付しております平成19年度青森県上北郡七戸町歳入歳出決算書の19ページをお開きください。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条2項の規定により、審査に付された平成19年度七戸町歳入歳出決算及び七戸町水道事業の諸表並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、次のとおりであります。

審査の対象は、一般会計、各特別会計、水道事業会計、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書の11項目であります。

審査の期間は、平成20年7月24日から8月1日まで、7日間実施いたしました。

審査の方法です。町長から提出されました決算書等と会計管理者及び水道事業管理者保管の関係諸帳簿、証書類との照合や、関係責任者から説明を聴取するなどの審査を実施いたしました。

審査の結果です。審査に付された各決算は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、計数に誤りがなく、適切に処理されているものと認めました。

しかしながら、町税、国民健康保険税及び税外諸収入の収入未済額が年々増加傾向にあることを踏まえ、賦課徴収の公平性の観点からも、徴収率向上のため、なお一層の厳しい対応を望みます。

以下、説明を省略させていただきます。

各会計の前年度との比較及び詳細について、資料を載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上をもちまして、決算審査意見書の報告を終わります。

続きまして、本年度から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政健全化判断比率の公表の実施が開始されることになりましたので、財政健全化審査意見書並びに経営健全化審査意見書について御報告いたします。

お手元に配付しております報告第16号、平成19年度七戸町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、1ページ目から2ページ目をごらんください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成19年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりであります。

審査の対象は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率の5項目並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

審査の期間は、平成20年7月24日から8月1日まで、7日間実施いたしました。

審査の概要は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は収支がいずれも黒字であること、また、実質公債費比率及び将来負担比率は早期健全化基準をそれぞれ下回っている内容となっております。

また、審査に付された書類はいずれも適正に作成されているものと認めました。

以上をもちまして、平成19年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の報告を終わります。

以上です。

○議長（田中正樹君） これをもって、決算の概要説明並びに審査意見書の報告を終わります。

○決算審査特別委員会設置の件

○議長（田中正樹君） お諮りします。

本件については、9月10日までを審査期限とする議長を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については、9月10日を審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

○散会宣告

○議長（田中正樹君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、決算審査特別委員会を本日の定例会終了後、直ちに招集いたしますので、このまま御着席願います。

なお、9月8日の本会議は、午前10時に再開します。

本席から告知します。

9月8日の一般質問の順番をお知らせします。

1番目は、3番の瀬川左一君、2番目は、11番の川村三十三君、3番目は、2番の佐々木寿夫君、4番目は、1番の附田俊仁君、5番目は、10番の原子孝君、6番目は、8番の三上正二君となっております。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時49分